日調連発第３０６号
令和６年１月１１日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和６年能登半島地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における
地積測量図の作成等に関する留意点について（通知）

標記について、法務省民事局民事第二課長から別添のとおり依頼がありましたので、適切な対応をとられるよう通知します。

なお、本件は、国土交通省国土地理院の発表（参考資料 1）に基づき、同課長から関係地方法務局長宛てに参考資料２のとおり通知されておりますので､各土地家屋調査士会においては、本件の留意点を所属会員に周知いただき、特に関係する土地家屋調査士会においては、管轄の法務局及び地方法務局と十分な打合せをするなど表示に関する登記の申請についての処理に遺漏のないよう配意願います。

また、地積測量図に記載された筆界点の座標値が、地震前の測量成果に基づくものなのか、地震後の測量成果に基づくものなのかが重要となりますので、測量年月日は、必ず記載するようお願いします。

おって、標記の公表が停止されていない地域においては、基本三角点等の検測を行い、異常のある場合は、管轄の法務局及び地方法務局と協議いただきますようお願いします。

別添

法務省民二第１９号
令和６年１月１０日

日本土地家屋調査士会連合会会長　岡田　潤一郎　殿

法務省民事局民事第二課長　大　谷　　太

令和６年能登半島地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について

国土交通省国土地理院（以下「地理院」という。）は、本月１日に発生した標記地震の影響に伴い、石川県及びその周辺で地殻変動が大きかった市町村の基準点測量成果（電子基準点、三角点、水準点）の公表を停止しています。

そこで、その改定の成果が公表されるまでの間、分筆の登記等に伴って登記所に提出される地積測量図の作成に当たっては、下記の点に留意されるよう、土地家屋調査士会及び同会会員に周知をお願いします。

また、関係する土地家屋調査士会においては、管轄の法務局及び地方法務局と十分な打合せをするよう指導するなど表示に関する登記の申請についての処理に遺漏のないよう配意願います。

記

１　基準点測量成果の公表が停止された市町村

(1) 群馬県

長野原町、嬬恋村、草津町

(2) 長野県

長野市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、千曲市、東御市、安曇野市、麻績村、生坂村、筑北村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町、栄村

(3) 新潟県

長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐

渡市（旧真野町・小木町・羽茂町・赤泊村）、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村

(4) 石川県

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

(5) 富山県

富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

2　基準点測量成果の公表が停止された市町村を管轄する登記所において提出される地積測量図の取扱い

基準点測量成果の公表が停止された市町村に所在する不動産に係る分筆の登記等に伴って提出される地積測量図については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、令和４年５月２７日付け法務省民二第５８７号法務省民事第二課長通知「「ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」に基づき設置された登記多角点を使用して作成した地積測量図について（通知）」に基づいて作成された地積測量図についても、同様の取扱いとする。

(1) 筆界点の座標値

当該地積測量図に記録された筆界点の座標値は、「近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合」（不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号。以下「規則」という。）第７７条第２項）に該当するものとして、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果として取り扱うものとする。

したがって、当該地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて測量された場合であっても、同座標値は、任意座標値として取り扱うこととなる。

ただし、当該地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて測量された成果であるときは、申請人又はその代理人に対し、その旨を地積測量図に記録することを求めるものとする。

なお、同座標値については、任意座標値であることが一見して明らかではないことから、規則第７７条第２項に規定する座標値と同様に、地積測量図の適宜の箇所に、登記官は職権で任意座標として取り扱った旨を補記

するものとする。

また、当該地積測量図がオンライン申請により提出された場合には、任意座標である旨の補記を行うものとする。

なお、オンライン申請に限らず、任意座標である旨の表記がされていなくとも、当該座標値が任意座標値であることが判別できるような明示がされている場合は、補記は要しないものとする。

(2) 地震前の測量成果による筆界点の座標値

当該地積測量図に記録された筆界点の座標値が地震前の測量成果に基づくものである場合において、地震後に、その成果について点検が行われ、その点検結果において相対的位置関係に変動がない（公差の範囲内）と確認されているときは、同座標値は上記(1)と同様に任意座標値として取り扱うものとする。

ただし、そのときは、その旨を規則第９３条ただし書に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した不動産に係る調査に関する報告（これと同等の官公署等が作成する調査報告を含む。）に記録することを求めるものとする。

３　その他

地理院が基準点の改定を行い、その成果に基づき、地震発生前の座標値から地震発生後の座標値に変換するためのパラメータ等が公表された場合の取扱いについては、追って連絡する。

参考資料１

本文へ

地理院ホーム > 公共測量 > 「令和６年能登半島地震」における公共測量への対応

「令和６年能登半島地震」における公共測量への対応

2024年1月5日 更新

「令和６年能登半島地震」における公共測量への対応について

国土地理院では令和６年１月１日に発生した令和６年能登半島地震により、１月５日に当該地域及びその周辺に位置する基準点（三角点、電子基準点、水準点）の測量成果の公開を停止しました。
当該地域及びその周辺では、地震活動に伴う大きな地殻変動の影響により、既設の公共基準点も影響を受けている可能性があります。このため、既設の公共基準点の地震発生前の成果を使用して測量を行った場合、正確な成果を得ることができない可能性があります。
当該地域及びその周辺で公共測量を現在実施中又は今後実施予定の場合、北陸地方測量部又は関東地方測量部にご相談ください。
新たな情報については、随時本ページに掲載していきます。

測量成果の公開を停止している地域について

地震による地殻変動の影響を受けているため、当該地域及びその周辺に位置する基準点の測量成果の公開を停止しています。測量成果の公開を停止している地域は、以下のとおりです。
詳細についてはこちらをご確認ください。

群馬県	長野原町、嬬恋村、草津町
新潟県	長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市（旧真野町・小木町・羽茂町・赤泊村）、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村
富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町
石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
長野県	長野市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、千曲市、東御市、安曇野市、麻績村、生坂村、筑北村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町、栄村

今後の予定について

- 電子基準点については、他の基準点に先駆けて成果の改定を実施する予定です。
- 三角点、水準点の復旧については、計画が立ちましたら随時情報更新いたします。

令和６年能登半島地震に関する情報

電子基準点等で観測された地殻変動、「だいち２号」観測データの解析による地殻変動、空中写真、斜面崩壊箇所及び土砂堆積箇所の判読結果等の情報を「令和6年(2024年)能登半島地震に関する情報」のウェブページに掲載しております。当該地域での測量を計画する際の参考としてください。

公共測量に関するお問い合わせ先

ご不明な点がございましたら以下の連絡先までお問い合わせください。

国土交通省 国土地理院 北陸地方測量部 測量課
〒930-0856　富山県富山市牛島新町11番7号　富山合同庁舎
電話 076(441)0888・0933

国土交通省 国土地理院 関東地方測量部 測量課
〒102-0074　東京都千代田区九段南1丁目1番15号　九段第２合同庁舎
電話 03(5213)2053・2062

国土交通省 国土地理院 企画部 測量指導課
〒305-0811　茨城県つくば市北郷1番
電話 029-864-1111（内線3253・3254・3243）

フォームによるお問い合わせはこちら（新規ウインドウ表示）

ページトップへ

（主な更新履歴）
・1月5日：基準点（三角点、電子基準点、水準点）の測量成果公開停止のお知らせ

Copyright. Geospatial Information Authority of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

令和6年能登半島地震に伴う基準点成果の公表停止について

お知らせ

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により以下の対応をしています。

- 測量成果の公表停止（2024年1月5日）

測量成果の公表停止（2024年1月5日）

電子基準点

当該地域及びその周辺に位置する電子基準点の測量成果の公表を停止しました。

測量成果の公表を停止した点は、以下の60点です。

石川県	富山県	新潟県	長野県	群馬県
12点	12点	21点	13点	2点

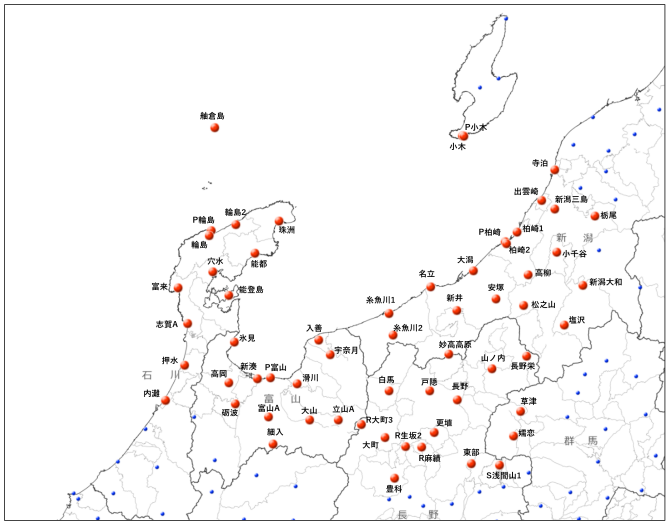


図1 電子基準点 測量成果公表停止点

三角点等

当該地域及びその周辺に位置する三角点等の測量成果の公表を停止しました。

測量成果の公表を停止した点は、以下の4,349点です。

※一：一等三角点、二：二等三角点、三：三等三角点、四：四等三角点、
地A：地殻変動観測点(MPA)、地B：地殻変動観測点(MPB)、地C：地殻変動観測点(MPC)

県名	一	二	三	四	地A	地B	地C	合計	詳細リスト
群馬県	0	5	56	81	0	6	1	149	リストはこちら
新潟県	17	75	533	1000	6	0	0	1631	リストはこちら
富山県	6	46	334	450	4	0	0	840	リストはこちら
石川県	10	33	223	390	0	0	0	656	リストはこちら
長野県	14	55	400	604	0	0	0	1073	リストはこちら
合計	47	214	1546	2525	10	6	1	4349	



図2 三角点等 測量成果公表停止範囲

水準点

当該地域及びその周辺に位置する水準点の測量成果の公表を停止しました。

測量成果の公表を停止した点は、以下の157点です。

※基:基準水準点、一:一等水準点、一道:一等道路水準点 二道:二等道路水準点、一交:一等水準交差点

県名	基	一	一道	二道	一交	合計	詳細リスト
石川県	2	95	4	23	1	125	リストはこちら
富山県	0	26	5	0	1	32	リストはこちら
合計	2	121	9	23	2	157	

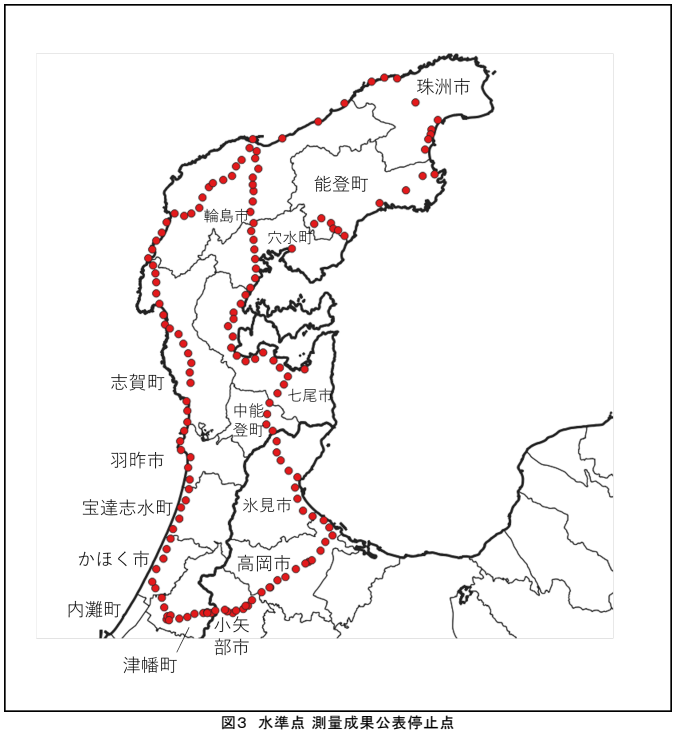


図3 水準点 測量成果公表停止点

公共測量について

国または公共団体等の公共測量等で成果の改定が必要な場合は、下記のサイトをご確認ください。

・「令和6年能登半島地震」における公共測量への対応について

問い合わせ先

・三角点等・水準点の測量成果に関すること
測地部 測地基準課 電話 029－864－4816（直通）

・電子基準点の測量成果に関すること
測地観測センター 電子基準点課 電話 029－864－6278（直通）

国土交通省国土地理院（国土交通省法人番号2000012100001）
〒305-0811 茨城県つくば市北郷１番 電話：029-864-1111(代表) FAX：029-864-1807
アクセス情報・地図

Copyright. Geospatial Information Authority of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

参考資料２

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第１８号
令和６年１月１０日

地　方　法　務　局　長　殿
（前橋、長野、新潟、金沢、富山）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

令和６年能登半島地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の取扱い等について（通知）

国土交通省国土地理院（以下「地理院」という。）は、本月１日に発生した標記地震の影響に伴い、石川県及びその周辺で地殻変動が大きかった市町村の基準点測量成果（電子基準点、三角点、水準点）の公表を停止しています。

そこで、その改定の成果が公表されるまでの間における分筆の登記等に伴って登記所に提出される地積測量図の取扱い上の留意点を、下記のとおりまとめましたので、貴管下登記官に周知願います。

記

１　基準点測量成果の公表が停止された市町村

(1) 群馬県

長野原町、嬬恋村、草津町

(2) 長野県

長野市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、千曲市、東御市、安曇野市、麻績村、生坂村、筑北村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町、栄村

(3) 新潟県

長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市（旧真野町・小木町・羽茂町・赤泊村）、南魚沼市、出雲崎町、湯沢

町、津南町、刈羽村

(4) 石川県

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

(5) 富山県

富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

２　基準点測量成果の公表が停止された市町村を管轄する登記所において提出される地積測量図の取扱い

基準点測量成果の公表が停止された市町村に所在する不動産に係る分筆の登記等に伴って提出される地積測量図については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、令和４年５月２７日付け法務省民二第５８７号法務省民事第二課長通知「「ネットワーク型ＲＴＫ法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」に基づき設置された登記多角点を使用して作成した地積測量図について（通知）」に基づいて作成された地積測量図についても、同様の取扱いとする。

(1) 筆界点の座標値

当該地積測量図に記録された筆界点の座標値は、「近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合」（不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号。以下「規則」という。）第７７条第２項）に該当するものとして、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果として取り扱うものとする。

したがって、当該地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて測量された場合であっても、同座標値は、任意座標値として取り扱うこととなる。

ただし、当該地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて測量された成果であるときは、申請人又はその代理人に対し、その旨を地積測量図に記録することを求めるものとする。

なお、同座標値については、任意座標値であることが一見して明らかではないことから、規則第７７条第２項に規定する座標値と同様に、地積測量図の適宜の箇所に、登記官は職権で任意座標として取り扱った旨を補記するものとする。

また、当該地積測量図がオンライン申請により提出された場合には、地図情報システムの登録図面操作により、任意座標である旨の補記を行うものとする。

なお、オンライン申請に限らず、任意座標である旨の表記がされていなくとも、当該座標値が任意座標値であることが判別できるような明示がされている場合は、補記は要しないものとする。

(2) 地震前の測量成果による筆界点の座標値

当該地積測量図に記録された筆界点の座標値が地震前の測量成果に基づくものである場合において、地震後に、その成果について点検が行われ、その点検結果において相対的位置関係に変動がない（公差の範囲内）と確認されているときは、同座標値は上記(1)と同様に任意座標値として取り扱うものとする。

ただし、そのときは、その旨を規則第９３条ただし書に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した不動産に係る調査に関する報告（これと同等の官公署等が作成する調査報告を含む。）に記録することを求めるものとする。

３　その他

地理院が基準点の改定を行い、その成果に基づき、地震発生前の座標値から地震発生後の座標値に変換するためのパラメータ等が公表された場合の取扱いについては、追って連絡する。